

株式会社ヤマハミュージックジャパン
代表取締役社長 押木 正人 様

2021年2月14日
ヤマハ英語講師ユニオン
執行委員長 清水ひとみ

団体交渉の協議項目についての要求書

2月24日に団体交渉が予定されています。交渉事項が多岐にわたることが予想されるため、事前に、交渉事項として考えている点と、その点に関するユニオンの要求をお伝えします。書面での事前回答をお願いします。

1 統廃合等を理由とする契約終了について

ユニオンの要求内容は、「契約終了となる講師への対応についての要請書」に記載したとおりです。

2 就業規則（案）の改定について

ユニオンの要求内容は2月10日提出の「就業規則（案）に対する改定要求書」に記載したとおりです。

尚、追加項目として、①出張・外出規定を代講旅費に適用した場合の特別手当についてこれまで通りの支給を要求します。②福利厚生について、A契約とB契約の大きな格差の是正を要求します。

3 報告業務について

運営時間に報告業務を行うことになっています。しかし、特約店のPCは台数が限られており、特約店の従業員や他の講師が使用している場合には使用できません。また、受付にしかPCがない場合には、講師が店舗の受付で報告業務に従事することになりますが、本来の受付担当従業員を差し置いて報告業務に従事できるわけもなく、また会社より支給が想定される携帯電話で大量の文章を入力することは時間がかかり、効率的にもおよそ現実的な対応とは思えません。

報告業務に従事するためにPCの支給が不可欠ですので、対応を再度ご検討ください。

また、このような状況や特約店の営業時間の関係で、店舗内において報告業務を行えないケースが想定されます。災害・交通事情・コロナなどの事情により、店舗には行けないものの、生徒に連絡をしなければならないような事態も想定されます（2020年のコロ

ナ休講の際には実際にこのような事態が生じました)。一定の在宅ワークを認める運用が避けられませんので、この点についても併せてご検討ください。なお、一定の在宅ワークが認められた場合でも、上記のような、店舗に出勤できないような状況の際には、生徒の個人情報をご自宅に保管することが禁じられている為、携帯電話を会社から貸与されたとしても、講師の自宅から生徒へ休講連絡をすることは不可能です。この矛盾する問題についてどのようにお考えですか。

4 土日の労働時間が1日の所定労働時間に反映されない問題について

前回の団体交渉において協議し、持ち帰り課題としましたが、会社側の回答をお願いします。

5 転居により通勤が困難となった場合の対応について

A契約・B契約共に、転居によって通勤が困難となった場合には契約終了になるとのことでした。しかし、ヤマハ英語教室は全国にありますので、会社側には、あえて勤務地を限定する必要性が乏しいと考えられます。英語講師として経験・実績を積んできたのに、転居しただけで契約終了になるのは不合理です。

会社との協議で勤務地を変更し、転居先の通勤可能エリアを勤務地とした上で再契約するなど、より柔軟な対応をとるようにしてください。就業規則に具体的な条項を定めることも必要であると考えています。

6 復職規定について

「特約店の状況があり一律の規定は難しい」という回答でしたが、ヤマハと雇用契約を結ぶわけですから、特約店の事情で不公平にならないように、一律規定は必要です。「原則、現職復帰とし状況に応じて協議する」として、期間などの具体的条項を定めることが必要です。

7 自動車通勤の場合の駐車場代について

就業規則上、自動車通勤の場合の通勤費については、走行距離に応じて支給されることになっていますが、特約店によっては、駐車場がなく、駐車場代が必要になることがあります。地方によっては自動車でなければ出勤が非常に困難な地域も存在します。

このような場合、駐車場代についても通勤に要する費用となりますので、駐車場代の支給が必要です。講師が領収書等の資料を提出した場合には駐車場代を支給する運用とするよう再検討ください。

8 その他の協議事項について

- ① (コロナなど) 感染症による休業の場合の賃金補償について再度の確認
- ② 会社のハラスメント規定の提示について

- ③ 2021年の委任契約書の提示について
- ④ 会場政策の現状と進捗状況について（会場数・必要な講師人数・雇用化にエントリーした講師の最終人数、その他各地で起こっている問題などの情報提供を求めます。）
- ⑤ 持続化給付金を給付された講師に必要な確定申告の手続きについて
今回会社が休業補償すべきところを持続化給付金によって救済された経緯、また多くの講師が確定申告の手続きに不慣れな為、会社から講師サイトへ情報を発信していただきたい。
- ⑥ 今月2日の講師サイトにて、雇用契約講師の2021年4月～6月のレッスン回数について指示がありましたが、月曜日は祝日が多い為、4月～6月の間の12日（祝日を除く）の内2回を休んでしまうと、2022年3月末までに年間42回のレッスンを行うことが困難になることが予想されます。構造改革骨子による会社指定の有給休暇8/14～8/16、1/1～1/2の5日間、そして2023年の1/3は月曜ですが、通常特約店は正月三が日は店舗休業としており、これらの日にちを考慮すると、42回ちょうどのレッスン回数となり、急病等で突然レッスンを休んだ場合の振替レッスンを、同じ月曜で行うことが困難となってしまいます。月曜に限り、4月～6月のレッスン回数を改めていただくよう再検討ください。